

○筑波大学学群入学者選抜等に関する法人細則

平成 17 年 2 月 24 日
法人細則第 2 号

改正 平成 17 年法人細則第 32 号

平成 18 年法人細則第 20 号

平成 19 年法人細則第 18 号

平成 20 年法人細則第 10 号

平成 21 年法人細則第 12 号

平成 22 年法人細則第 10 号

平成 23 年法人細則第 20 号

平成 25 年法人細則第 9 号

平成 26 年法人細則第 13 号

平成 27 年法人細則第 1 号

平成 28 年法人細則第 5 号

平成 29 年法人細則第 3 号

平成 31 年法人細則第 2 号

令和 2 年法人細則第 5 号

令和 2 年法人細則第 18 号

筑波大学学群入学者選抜等に関する法人細則

(趣旨等)

第 1 条 この法人細則は、筑波大学学群学則（平成 16 年法人規則第 10 号。以下「学群学則」という。）第 8 条、第 11 条第 1 項、第 12 条第 1 項及び第 13 条の規定に基づき、並びに学群学則を実施するため、筑波大学の学士課程への入学を志願する者の選抜等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 学群学則第 19 条に規定する編入学、転入学及び再入学の実施等については、別に法人細則で定める。

(入学の時期)

第 2 条 学群学則第 8 条ただし書の規定により入学の時期を学期の始めとするものは、第 6 条第 1 項第 10 号に規定する帰国生徒特別入試、同項第 12 号に規定する私費外国人留学生特別コース入試、同項第 13 号に規定する私費外国人留学生 Japan-Expert（学士）プログラム特別入試及び同項第 14 号に規定する地球規模課題学位プログラム（学士）入試による入学とし、その学期は、秋学期とする。

(入学の出願に係る書類)

第 3 条 学群学則第 11 条第 1 項の法人細則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 調査書
- (2) 振替払込受付証明書（入学志願者が、次条の規定により検定料を国立大学法人筑波大学（以下この号及び次条において「法人」という。）が指定する金融機関（郵便局を含む。以下この号において同じ。）の口座（次条において「指定口座」という。）に納付した際に、当該金融機関から交付される証明書をいう。）又は検定料収納証明書（入学志願者が次条の規定により検定料を、法人が指定するコンビニエンスストアで納付した際に当該コンビニエンスストアから交付される証明書又はクレジットカード決済により納付した際に発行される証明書をいう。）
- (3) 写真票
- (4) その他教育を担当する副学長（以下「担当副学長」という。）が必要と認めるもの

（検定料の納付の方法）

第4条 学群学則第11条第2項に規定する検定料は、入学志願者からの指定口座への納付、法人が指定するコンビニエンスストアでの納付又はクレジットカード決済による納付により、収納するものとする。

（検定料の返付）

第5条 収納した検定料は、返付しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、検定料に相当する額（第2号に掲げる場合にあっては、第二段階目の選抜に係る額に相当する額）を返付することができる。
 - (1) 前条の規定により検定料を納付した場合であって、出願しなかったとき又は出願が受理されなかったとき。
 - (2) 二段階選抜を実施する場合であって、第一段階目の選抜で不合格となったとき。
 - (3) その他検定料を返付すべき理由があると認められるとき。

（入学者選抜）

第6条 学群学則第12条第1項に規定する入学者選抜は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 個別学力検査等 前期日程（総合選抜）
- (2) 個別学力検査等 前期日程（学類・専門学群選抜）
- (3) 個別学力検査等 後期日程
- (4) 推薦入試
- (5) アドミッションセンター入試
- (6) 研究型人材入試
- (7) 国際科学オリンピック特別入試
- (8) 国際バカロレア特別入試
- (9) 海外教育プログラム特別入試
- (10) 帰国生徒特別入試
- (11) 私費外国人留学生入試
- (12) 私費外国人留学生特別コース入試

(13) 私費外国人留学生 Japan-Expert (学士) プログラム特別入試

(14) 地球規模課題学位プログラム (学士) 入試

2 入学者選抜は、入学者受入方針、募集人員、出願要件、出願手続、検定料、試験方法、試験期日、試験場その他必要な事項を記載した募集要項に基づいて、これを行うものとする。

3 第1項各号に規定する入学者選抜は、同項第1号から第3号までにあっては一般選抜とし、同項第4号にあっては学校推薦型選抜とし、同項第5号から第7号までにあっては総合型選抜とし、同項第8号から第14号までにあってはグローバル選抜とする。

(学群入学試験実施委員会)

第7条 筑波大学に、入学者選抜について企画調整し、その実施の管理を行わせるため、次に掲げる委員で組織する学群入学試験実施委員会（以下「実施委員会」という。）を置く。

(1) 担当副学長

(2) 学類から選出される大学教員 各2人

(3) 体育専門学群及び芸術専門学群から選出される大学教員 各2人

(4) 総合学域群長

(5) アドミッションセンターの長

(6) 学術情報メディアセンターの長

(7) 保健管理センターの長

2 実施委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

3 実施委員会に副委員長2人を置き、委員長が第1項第2号及び第3号の委員のうちから指名する。この場合において、当該副委員長となる委員が選出された組織は、新たに1人の委員を選出しなければならない。

4 委員長は、実施委員会を主宰する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

6 第1項第2号及び第3号の委員の任期は、委員となる日の属する年の翌々年の4月30日までとする。

7 第3項後段の規定により選出された新たな委員の任期は、副委員長の任期と同一とする。

8 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

9 前3項の委員は、再任されることができる。

10 実施委員会に、専門委員会を置くことができる。

(入学候補者の決定)

第8条 第6条第1項第1号の入学者選抜の入学候補者は、次条に規定する判定委員会の議を経て学長が決定する。

2 第6条第1項第2号から第4号まで及び第10号から第13号までの入学者選抜の入学候補者は、人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群及び医学群にあっては学類教育会議及び学群運営委員会、体育専門学群及び芸術専門学群にあっては専門学群教育会議（第10条において「教育会議等」という。）の議を経て、学長が決定する。

3 第6条第1項第5号から第9号までの入学者選抜の入学候補者は、アドミッションセンター

の運営委員会（第10条において「センター運営委員会」という。）の議を経て、学長が決定する。

4 第6条第1項第14号の入学者選抜の入学候補者は、グローバル教育院会議の議を経て、学長が決定する。

（総合選抜合否判定委員会）

第9条 筑波大学に、第6条第1項第1号の入学者選抜の入学候補者の決定に係る審議を行わせるため、次に掲げる委員で組織する総合選抜合否判定委員会（以下「判定委員会」という。）を置く。

- (1) 担当副学長
- (2) 学群長
- (3) 総合学域群長
- (4) アドミッションセンターの長
- (5) その他担当副学長が必要と認める者 若干人

2 判定委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

3 判定委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

4 委員長は、判定委員会を主宰する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

6 第1項第5号の委員の任期は、1年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の末日とする。

7 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 前2項の委員は、再任されることができる。

9 判定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（選考委員会）

第10条 教育会議等又はセンター運営委員会は、入学候補者の決定に係る審議を行わせるため、学群長又はアドミッションセンターの長（以下「センター長」という。）が部局細則で定めるところにより、学類教育会議に代えて学類入学者選考委員会を、学群運営委員会又は専門学群教育会議に代えて学群入学者選考委員会を、センター運営委員会に代えてアドミッションセンター入学者選考委員会（第13条において「センター入学者選考委員会」という。）を、それぞれ設置することができる。

（学類入学者選考委員会）

第11条 前条の規定により学類入学者選考委員会を設置する場合は、学類長及び実施委員会の委員を含む当該学類教育会議の構成員25人以内で組織し、学類長が委員長となるものとする。

（学群入学者選考委員会）

第12条 第10条の規定により学群入学者選考委員会を設置する場合は、人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群及び医学群にあっては当該学群

長及び学類長を含む当該学群運営委員会の構成員 12 人以内で、体育専門学群及び芸術専門学群にあっては当該学群長及び実施委員会の委員を含む当該専門学群教育会議の構成員 25 人以内でそれぞれ組織し、学群長が委員長となるものとする。

(センター入学者選考委員会)

第13条 第10条の規定によりセンター入学者選考委員会を設置する場合は、センター長、アドミッションセンターに勤務する大学教員及びアドミッションセンターに置かれる専門委員並びにアドミッションセンター入試、国際科学オリンピック特別入試、国際バカロレア特別入試、海外教育プログラム特別入試及び研究型人材入試を実施する教育組織から選出された大学教員で組織し、センター長が委員長となるものとする。

(委員長等)

第14条 第11条から前条までの委員会の委員長は、それぞれ当該委員会を主宰する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ当該委員長の指名する委員がその職務を代行する。

附 則

- 1 この法人細則は、平成17年2月24日から施行する。
- 2 この法人細則施行前に実施委員会の委員である者であって、この法人細則施行後も当該委員として任期が引き続くものについては、この法人細則の規定により実施委員会の委員となるものとみなす。この場合において、実施委員会の委員とみなされる者の当該委員としての任期は、第7条第6項の規定にかかわらず、この法人細則施行前の実施委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則 (平17. 10. 27 法人細則32号)

- 1 この法人細則は、平成17年10月27日から施行する。
- 2 この法人細則による改正後の国立大学法人筑波大学学群入学者選抜等に関する法人細則（次項において「新法人細則」という。）の規定は、この法人細則の施行前になされた検定料の納付にも適用する。
- 3 この法人細則の施行前に入学志願者から入学願書に添えて提出された検定料収納証明書は、新法人細則第3条第2号に規定する検定料収納証明書とみなす。

附 則 (平18. 6. 15 法人細則20号)

この法人細則は、平成18年6月15日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学学群入学者選抜等に関する法人細則の規定は、同年6月1日から適用する。

附 則 (平19. 4. 16 法人細則18号)

- 1 この法人細則は、平成19年4月16日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学学群入学者選抜等に関する法人細則（以下「新細則」という。）の規定は、同年4月1日から適用する。
- 2 この法人細則の施行の日の前日に改正前の国立大学法人筑波大学学群入学者選抜等に関する

法人細則第7条第1項第3号の委員及び第4号の図書館情報専門学群から選出される委員であった者は、新細則改第7条第1項の規定にかかわらず、新細則の規定により実施委員会の委員となるものとみなす。この場合において、実施委員会の委員とみなされる者の当該委員としての任期は、新細則第7条第6項の規定にかかわらず、平成19年4月30日までとする。

- 3 新細則の施行後最初に委嘱される実施委員会の委員であるもののうち学長が指定する委員については、新細則第7条第6項の規定にかかわらず、その任期は平成20年4月30日までとする。

附 則（平20. 4. 1 法人細則10号）

この法人細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平21. 3. 31 法人細則12号）

この法人細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平22. 4. 27 法人細則10号）

この法人細則は、平成22年4月27日から施行し、改正後の筑波大学学群入学者選抜等に関する法人細則規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平23. 9. 29 法人細則20号）

この法人細則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平25. 4. 1 法人細則9号）

この法人細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平26. 3. 20 法人細則13号）

この法人細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平27. 2. 25 法人細則1号）

この法人細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平28. 3. 17 法人細則5号）

この法人細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平29. 3. 16 法人細則2号）

この法人細則は、平成29年3月16日から施行し、改正後の筑波大学学群入学者選抜等に関する法人細則の規定は、平成29年1月1日から適用する。

附 則（平31. 2. 21 法人細則2号）

この法人細則は、平成31年3月1日から施行する。

附 則（令2. 2. 27 法人細則5号）

この法人細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令2. 10. 22 法人細則18号）

この法人細則は、令和2年11月1日から施行する。